

令和2年6月18日

各地区学生陸上競技連盟各位

公益社団法人日本学生陸上競技連合
専務理事 永井 純
(公印略)

7月以降の本連合管轄公認競技会について

拝啓 時下、益々のご清祥のことと存じます。

平素は、日本学生陸上競技会発展のため格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、6月11日付で日本陸上競技連盟から、「陸上競技活動の再開のガイダンス概要」が発表されました。よって7月以降の本連合管轄公認競技会に於いても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防・対策を講じた上で、下記の事項に従い、競技会運営願います。

記

- 1、日本陸上競技連盟「陸上競技再開のガイダンス概要」を参考に、本連合管轄大会開催に関わる後述の運営方針に従うこと
<https://www.jaaf.or.jp/news/article/13857/>
- 2、体調管理チェック表の記入について、日本陸上競技連盟ガイダンスには大会1週間前からとされているが、**本連合としては大会2週間からの記入を求める。**
- 3、6月末までの中止となった競技会を開催する場合、上記の新しい競技会運営のガイダンス（前項1参照）に基づき、再度、新基準に準拠した書式で作成した開催申請書を提出すること。
- 4、「競技会開催の基本情報と前提条件の確認」（提出用チェックリスト）については、関係する書面を大会毎に取り、まとめて各大学にて収集保管すること。
- 5、各地区学連は各大学からの前項4に基づく提出書類を、大学単位で保管或いは本連合主催競技会に於いては競技会開催前に大会本部に提出すること。
- 6、無観客で大学単位の対校戦や記録会を開催する場合も、競技役員を含めて全来場関係者の書面を前項4に基づき収集保管すること。
- 7、本連合主催共催の競技会、行事に於いて新型コロナウイルス感染のクラスターが発生した場合に、感染者追跡調査に協力するために、収集した書面を各都道府県保健所、厚生労働省等に提出することがあり、各大学に対して関係各機関から追跡調査のための個人情報の提出を求められた場合には、前項4に基づき保管していた書面の提出に協力すること。

以上